

第3回滝沢市農業委員会総会会議録

- 1 日時 令和5年9月25日(月) 午前10時30分
- 2 場所 滝沢市役所防災庁舎 2階 201・202会議室
- 3 日程
 - 日程第1 議事録署名人並びに書記の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 業務報告について
 - 日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 日程第5 議案第2号 農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について
 - 日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
 - 日程第7 議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定について
 - 日程第8 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する可否の決定について
 - 日程第9 報告第1号 第2回総務小委員会の報告について
 - 日程第10 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について
 - 日程第11 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 日程第12 報告第4号 農地転用届出の確認事務報告について
- 4 出席委員 農業委員
 - 2番委員 吉清水 秀明
 - 3番委員 主濱 学
 - 4番委員 佐藤 恵一郎
 - 5番委員 熊谷 喜彦
 - 6番委員 高橋 敏彦
 - 7番委員 勝田 徹
 - 8番委員 太田 豊
 - 9番委員 駿河 信一 以上8名

農地利用最適化推進委員

 - 南部地区担当 佐藤 桂
 - 西部地区担当 宮林 和徳 以上2名
- 5 欠席委員 農業委員
 - 1番委員 新田 義修 以上1名

6 説明のために会議に出席した者

農業委員会事務局	事務局長	佐々木 澄子
同	主任主査	細川 直樹
同	主査	高橋 昂希

開会時刻 令和5年9月25日（月） 午前10時30分

佐々木事務局長 只今より第3回滝沢市農業委員会総会を開会いたします。
駿河信一会長よりご挨拶をいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

駿河会長 挨拶（略）

議長 暑い方は上着を取られても構いません。
只今の出席委員は農業委員が8名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
なお、本日は推進委員2名が出席しております。

議長 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては会議規則第11条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては5番熊谷喜彦委員と6番高橋敏彦委員を指名します。
書記には事務局の細川主任主査と高橋主査を指名します。

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第3回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和5年8月26日から令和5年9月25日までとなります。議案書は2ページ及び3ページをご覧ください。

（第2回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定についてを議題とします。なお、事前にご説明しましたが議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。

事務局より説明させます。

高橋主査

それでは議案第1号について補足説明させていただきます。議案書は5ページから9ページまでをご覧ください。

なお、今回の3条の案件の譲受人は共に新規就農者です。予め提出された新規就農者プロフィール及び営農計画書を現地調査担当の委員が確認し、就農に問題がないと判断されたものとなります。

整理番号1番は親戚の農地の贈与を受ける案件です。譲受人は長年この農地を耕作しており、今回下限面積が撤廃されたため申請に至ったものです。また息子も近くに住んでおり、将来的に農業後継者となる見込みです。作付する作物は、ジャガイモ、ネギ、トウモロコシ、枝豆及びスイカです。

次に整理番号2番は中古住宅と併せて隣接している農地を買い受ける案件です。労働力は世帯で5名おり、機械については耕運機、軽トラックを購入予定としております。本件も下限面積が撤廃されたことで申請が可能となったものです。作付予定の作物は、水稻、ジャガイモ、キュウリ、枝豆及びサツマイモです。

以上より整理番号1番及び2番については、議案書6ページからの調査書に記載されているとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

今回の現地調査は、吉清水秀明農業委員、佐藤桂推進委員、宮林和徳推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を宮林推進委員にお願いします。

宮林推進委員

推進委員の宮林です。それでは私の方から議案第1号について、令和5年9月14日に吉清水農業委員と佐藤推進委員と現地調査を実施して来ましたので、ご報告申し上げます。

整理番号1番の現地は、農地として利用されていることが確認できました。

整理番号2番の現地は、草が生えておりましたが、いつでも農地に復元することができる状態で管理されておりました。

以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えられます。

以上で議案第1号の現地調査報告を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

日程第5、議案第2号、農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

細川主任主査

議案第2号、農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は11ページから13ページまでをご覧ください。

整理番号1番は、当時の譲受人が自身の居住する住宅建築を目的に昭和54年2月21日に農地法第5条の許可を得て土地を取得しましたが、当初予定していた融資が受けられないこととなり、さらに譲受人が県外に転居する必要が生じたことから住宅建築が見送りとなり、その後事業に着手することなく現在に至っております。今回、現在居住する近隣の賃貸共同住宅が手狭となっていた承継者が新たに一般個人住宅を建築して移り住むため、転用事業計画の変更の申し出があったものです。なお、申請内容及び意見書案につきましては議案書記載のとおりとなっております。

農地法では許可を受けた転用事業計画を達成することが困難と認められる事案について、当初の事業計画者が許可目的の変更を希望する時、かつ当初の事業計画者に代わって転用を希望する者がある時には、事業計画変更の承認手続きを行い、議案書にある意見書案の2にある各項目の要件を満たす場合には承認することができることと規定されております。また、事業計画変更の承認後は改めて農地法第5条の許可申請が提出され、その許可をもって今回承認された計画変更後の事業に着手することができることとなります。

本案件の場合は意見書のとおり要件を全て満たしていると考えられますことから、承認されることに問題はないものと見られます。

以上で補足説明を終わります。

議長

本案件の現地調査報告は吉清水農業委員にお願いします。

吉清水農業委員

2番吉清水です。それでは私の方から議案第2号について、現地

調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、小岩井駅から北へ約480メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側は道路及び水路を挟み農地、西側及び南側は宅地、北側は山林で神社の境内となっていました。

以上について調査の結果、申請地は日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

高橋主査 それでは私の方から議案第3号について補足説明させていただきます。議案書は15ページ及び16ページをご覧ください。

案件は所有権移転が1件となっています。整理番号1番は借り受けている農地を買い受ける案件です。買い受けた後は農地中間管理事業を活用する予定となっております。

以上、議案第3号については、経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を宮林推進委員にお願いします。

宮林推進委員 推進委員の宮林です。それでは私の方から議案第3号について、ご報告申し上げます。

議案第3号の農地につきましては、農地として利用されていることが確認できました。農地の全部効率利用の関係及び地域との調和

要件についてであります。事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で議案第3号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

高橋主査 それでは私の方から議案第4号について補足説明させていただきます。議案書は18ページ及び19ページをご覧ください。

整理番号1番は農地中間管理機構から借受者に貸し付ける案件です。本件は岩手県農業公社の遊休農地緊急対策事業を活用しており、7月総会におきまして所有者から農地中間管理機構への貸付がなされたものであります。その後、農地整備を実施しまして計画どおり整備されたことが確認されたため、今回の総会で借受者に貸し付けるものです。

以上、議案第4号については、経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査につきましては、第38回総会、議案第2号において報告済みですので省略します。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第4号について、原案のとおり意見を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号は原案のとおり意見を決定いたしました。

議長 日程第8、議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する可否の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する可否の決定について説明いたします。案件は1件です。議案書は21ページをご覧ください。

相続人がこの制度の適用を受けようとする場合には、制度の適用要件を満たす相続人であることを示す適格者証明書を添付のうえ申告期限までに税務署において所定の手続を行う必要があるものとなっております。この適格者証明書は、対象となる農地が所在する市町村の農業委員会で発行するものであり、農業委員会では願出があった場合は要件等を調査のうえ発行の可否を判断する必要があるということになります。

なお、今回の相続人については他の場所に所在する複数の農地も同時に相続をしておりますが、そのうち市街化区域内に所在する農地のみを納税猶予の対象としようとする意向となっているものです。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は佐藤推進委員にお願いします。

佐藤推進委員 推進委員の佐藤です。それでは私の方から議案第5号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の農地については、畑として牧草を作付しているとのことでした。対象の農地は全て適正に肥培管理されており、相続人は相続税の納税猶予に関する適格者として問題ないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第5号について、原案のとおり証明することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第5号は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長 日程第9、議案第1号、第2回総務小委員会の報告について、総務小委員会太田副委員長より報告をお願いします。

太田副委員長 総務小委員会副委員長の太田です。総務小委員会は委員長を議長である駿河会長が務めておりますので、副委員長の私の方から第2回総務小委員会の顛末についてご報告いたします。議案書は23ページをご覧ください。

第2回総務小委員会は8月25日に総務小委員会委員6名が出席し、本年度後期の農業委員会活動計画等について協議を行いました。

始めに、前期の実施状況の確認を行うと共に後期の計画について事務局から原案の説明を受けた後に協議を行った結果、後期の活動計画は事前に各委員にお配りした内容のとおり決定いたしました。

次に雫石町農業委員会との合同研修の再開について検討を行い、同日に開催される岩手県農業委員会大会の日程変更の影響等から、相手方より本年度の再開は見送りたいとの意向が示されてはいるものの、本市にとって近隣市町の委員との意見交換等は重要であるとの観点から、引き続き交流機会の確保について雫石町側へ働き掛けを続けて行くことを確認いたしました。

また、産学官連携会議の再開についても検討を行い、長期間の中断によって農業委員会と関係機関との接点が大幅に減少していることから、まずは地元であり以前は多くの関わりが見られた盛岡農業高校の生徒等との意見交換の実施を目指し、相手方に協議を申し入れることを確認いたしました。

以上で第2回総務小委員会の委員長報告といたします。

議長 日程第10、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について、日程第11、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、及び日程第12、報告第4号、農地転用届出の確認事務報告につきましては、お手元の議案書24ページからのとおりとなっておりますのでご確認願います。

議長

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しました。
これをもって、第3回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和5年9月25日（月） 午前11時05分

議 長 _____

会議録署名人 5 番委員 _____

会議録署名人 6 番委員 _____

これは原本である。

令和5年9月25日

滝沢市農業委員会 会長 駿河 信一